

福岡県公報

平成二十七年十月二十日
第三千七百三十七号
増 刊 ①

目 次

規 則 (第五十六号)

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (医療指導課) …………… 一

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十月二十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十六号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十八年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	

に

を

改める。

様式第三号の二中

氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	

を

様式第三号の三中

氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	
氏 名	

に改める。

登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	

を

登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	
登録者の氏名	

に改める。

様式第六号中「中学校」を「中学校 義務教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。